

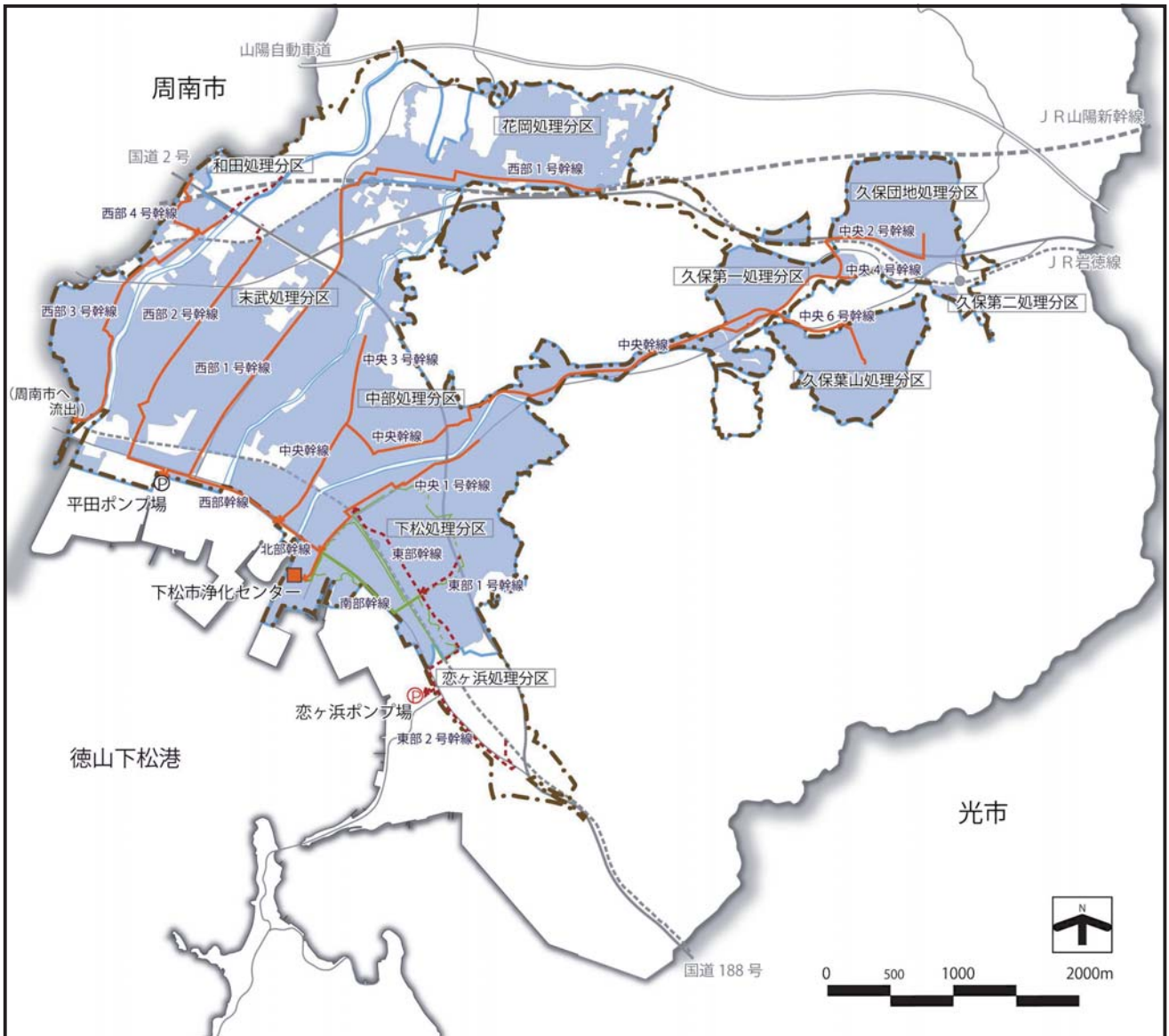


参考資料

1	参照地図	177
2	下松市総合計画策定の経緯	184
3	下松市総合計画（案）について（諮問）	185
4	下松市総合計画（案）について（答申）	186
5	下松市総合計画審議会条例	187
6	下松市総合計画策定委員会設置要綱	188
7	下松市総合計画審議会委員名簿	189

1 参照地図

図1：公共下水道（汚水系）整備状況図 【下水道の整備と管理】









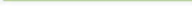

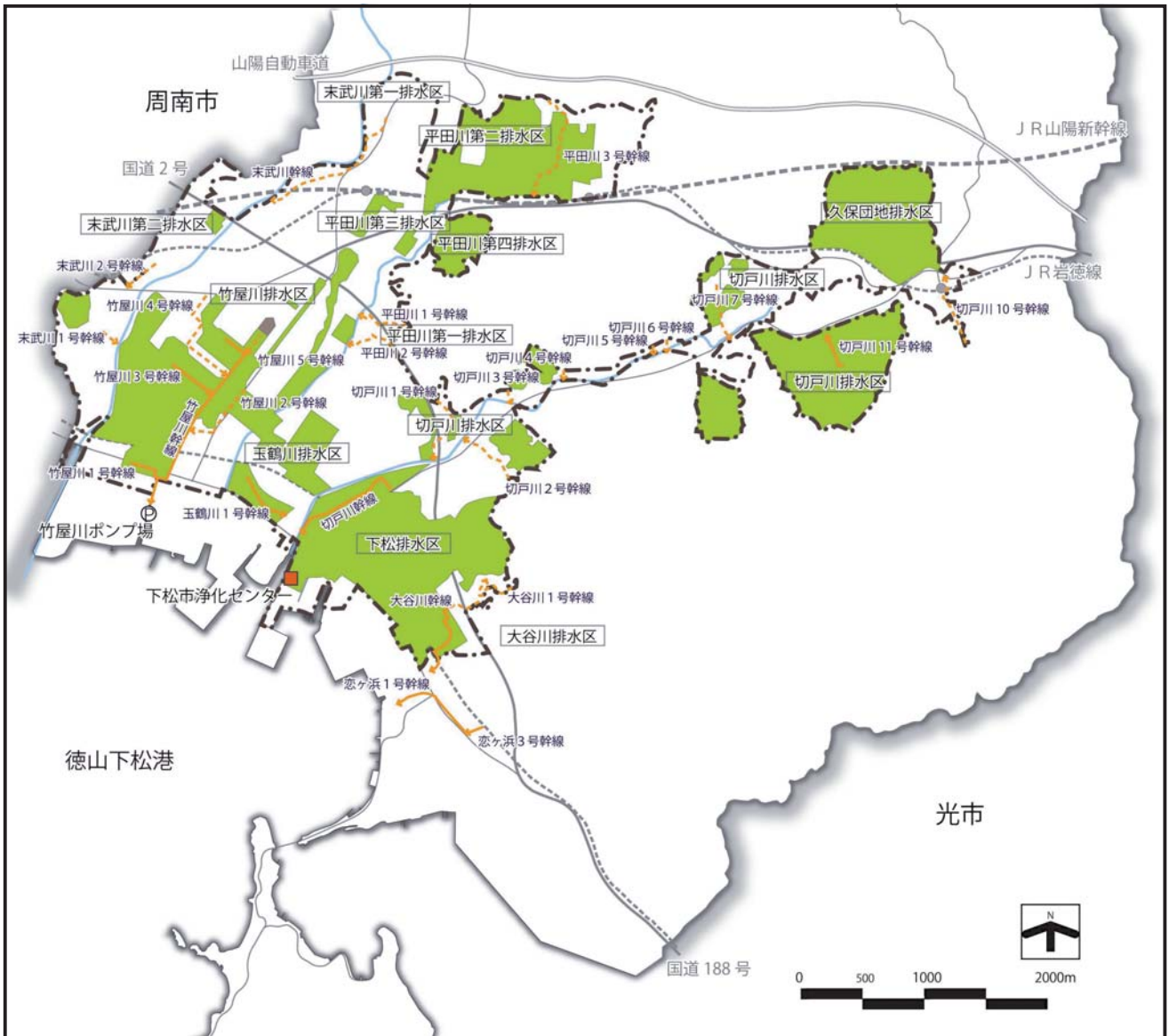
	計画区域
	認可区域
	合流区域
	施行済汚水幹線
	計画汚水幹線
	施行済合流幹線
	計画合流幹線
	整備済区域

図 2 : 公共下水道（雨水系）整備状況図 【治水・治山対策】



	認可区域
	主要幹線 (施行済)
	主要幹線 (計画)
	平成 22 年度以前施行済
	平成 23 年度施行

図3：河川図 【治水・治山対策】

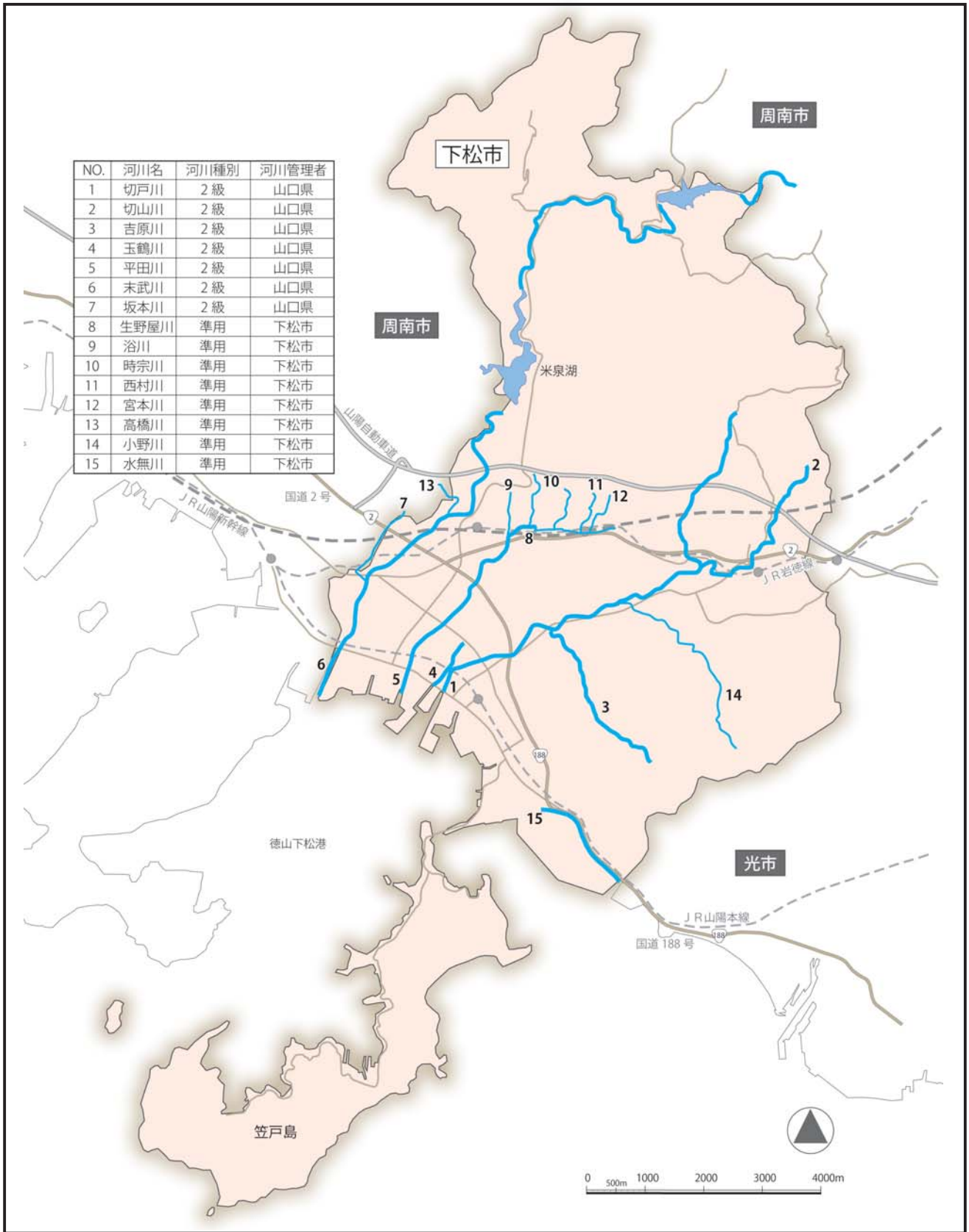


図4：土地利用の概況図 【土地利用の誘導】

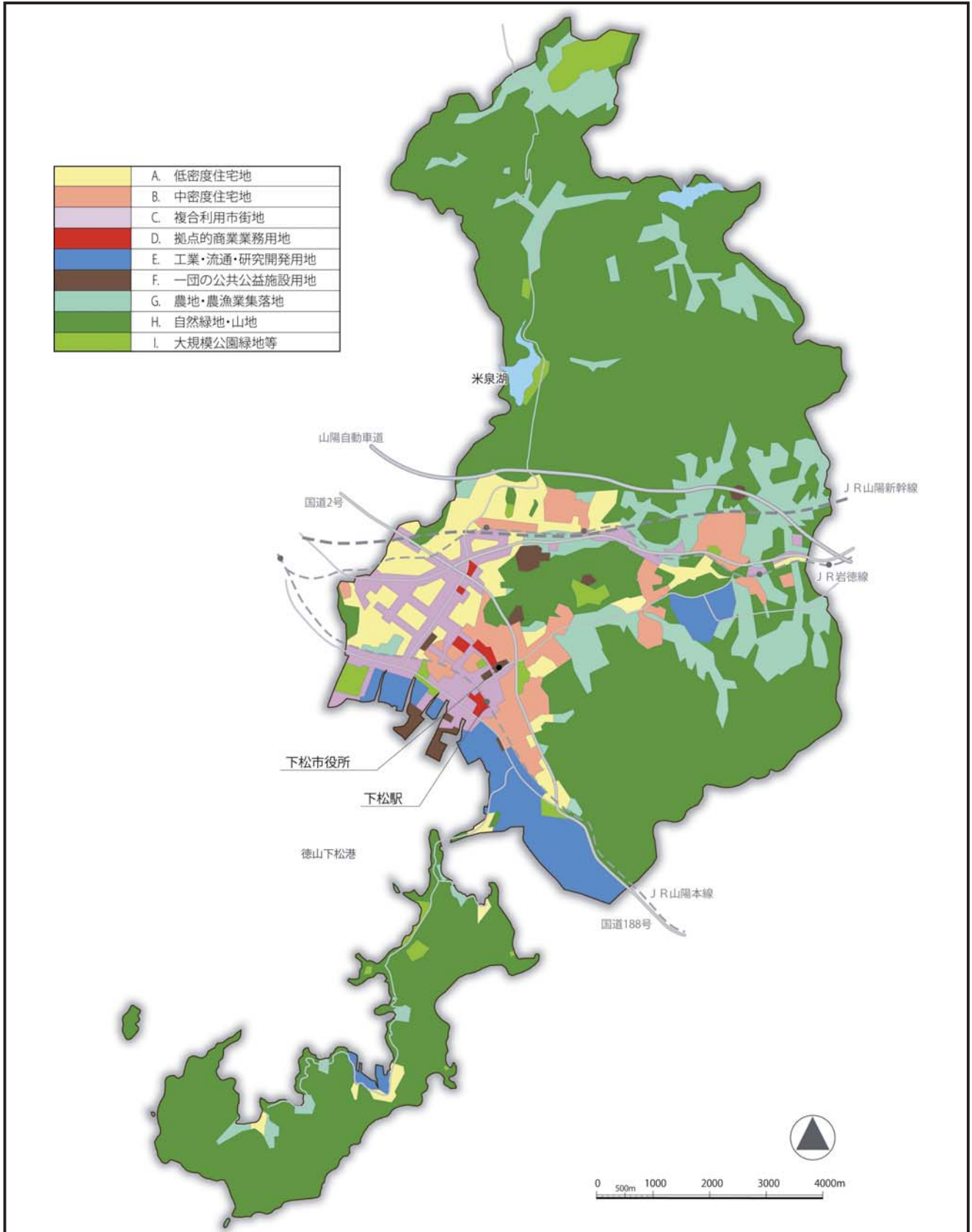
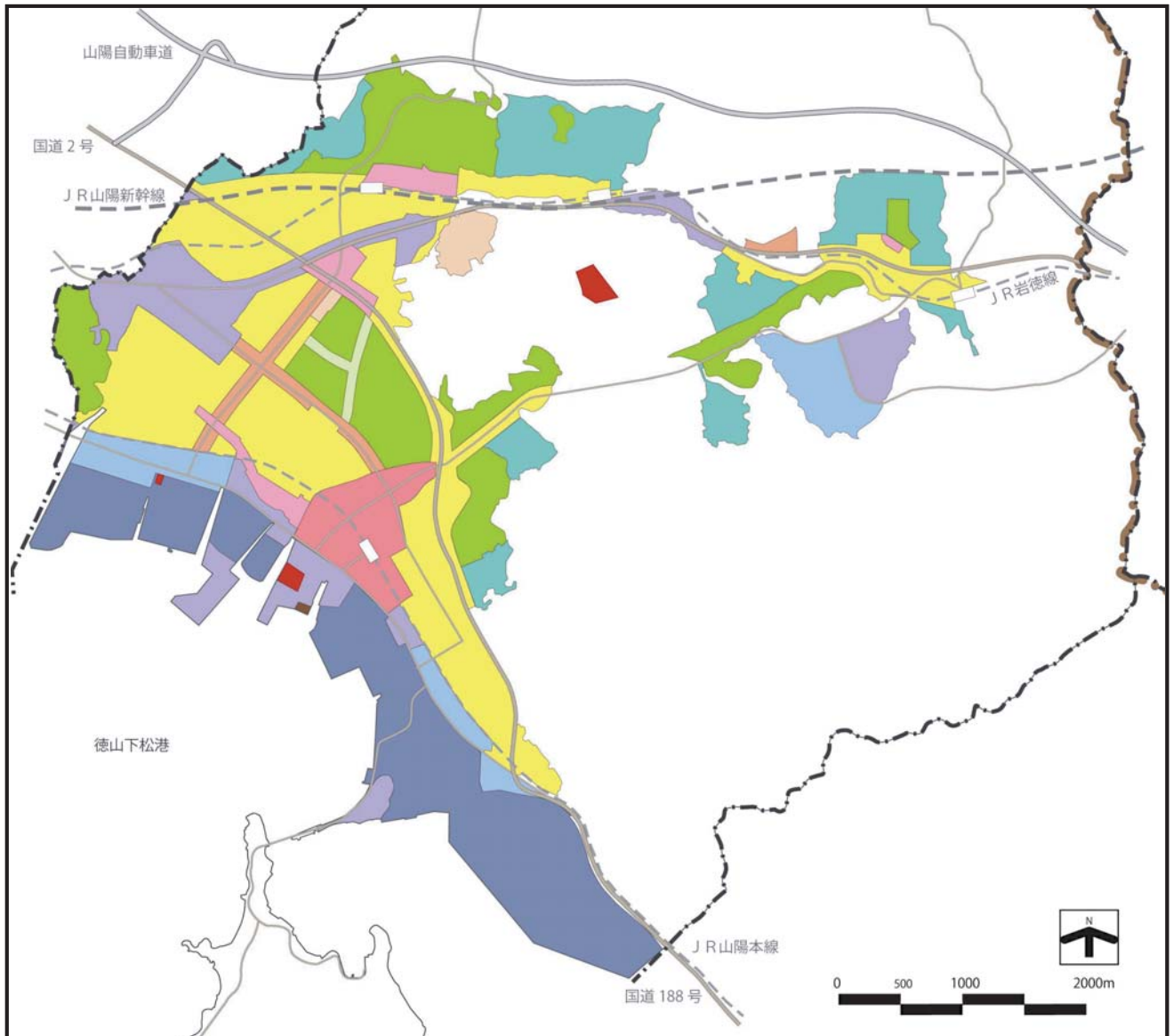


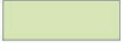


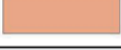




図5：都市計画用途地域図 【市街地整備】



	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域








	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	処理場
	市場
	行政区域
	都市計画区域

図6：国・県道ネットワーク図 【道路網の整備・管理】

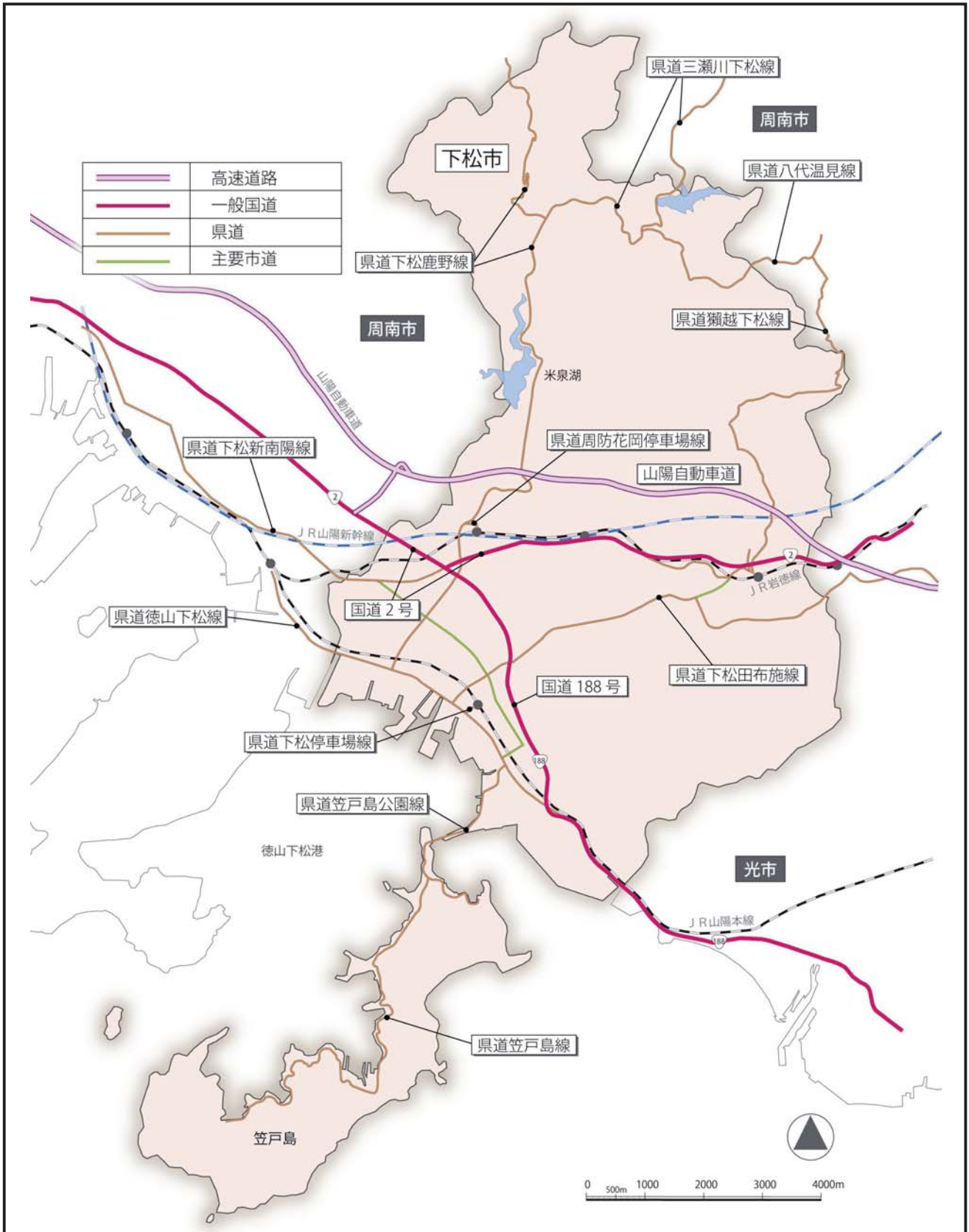


図7：都市計画道路ネットワーク図 【道路網の整備・管理】



	改良済（計画幅員 20m以上）
	改良済（計画幅員 20m未満）
	概成（計画幅員 20m以上）
	概成（計画幅員 20m未満）
	未整備（計画幅員 20m未満）
	変更検討区間

2 下松市総合計画策定の経緯

年 月 日	事 項
平成 21 年 4 月 30 日	指名型プロポーザル方式による業者選定 プレゼンテーションの実施
5 月 22 日	アルファ社会科学株式会社と業務委託契約
7 月 14 日	第 1 回総合計画策定委員会
7 月 24 日～	総合計画策定委員会ワーキングチーム会議 計 7 回開催（～平成 22 年 1 月 19 日）
7 月 28 日～ 8 月 17 日	現行計画の達成度調査・各課ヒアリング
9 月 4 日～25 日	まちづくり市民アンケートの実施
11 月 17 日	基礎調査報告書の作成
11 月 24 日	第 2 回総合計画策定委員会
11 月 24 日～26 日	各課ヒアリング
平成 22 年 1 月 13 日	まちづくり市民アンケート結果報告書の公表
2 月 10 日	第 3 回総合計画策定委員会
5 月 17 日	第 4 回総合計画策定委員会
5 月 26 日	第 1 回総合計画審議会
6 月 24 日	市長ヒアリング
7 月 28 日	第 2 回総合計画審議会
9 月 24 日	基本構想審査特別委員会の設置
9 月 28 日	第 3 回総合計画審議会
9 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会
10 月 6 日～29 日	パブリックコメント実施
11 月 1 日	総合計画策定に関する庁議
11 月 4 日	第 4 回総合計画審議会
11 月 5 日	総合計画審議会が答申提出
11 月 18 日～	第 1 回基本構想審査特別委員会 計 5 回開催（～平成 23 年 2 月 17 日）
12 月 2 日	基本構想案を市議会に提案
平成 23 年 2 月 28 日	基本構想の議決

3 下松市総合計画（案）について（諮問）

下松企第209号
平成22年5月26日

下松市総合計画審議会
会長 磯村 寿夫 様

下松市長 井 川 成 正

下松市総合計画（案）について（諮問）

下松市総合計画（案）を策定するにあたり、下松市総合計画審議会条例
第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

4 下松市総合計画（案）について（答申）

平成22年11月5日

下松市長 井川 成正 様

下松市総合計画審議会
会長 磯村 寿夫

下松市総合計画（案）について（答申）

平成22年5月26日付け下松企第209号で諮問のありました下松市総合計画（案）について、当審議会では慎重に審議した結果、本計画は、公共福祉の向上に寄与するものと認め、市政運営の基本的な指針として妥当であるとの結論を得ましたので、その旨答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見に留意されるよう要望いたします。

記

- 1 身の丈にあった自主・自立の行財政運営を目指し、地域や産業の活性化についてバランスのとれた市政を推進していただきたい。
- 2 厳しさを増す財政状況のなかで、各分野及び各政策においては、選択と集中の観点でメリハリをつけて施策を展開し、まちづくり重点プランにおいては、市民生活に直結するものに優先的に取り組んでいただきたい。
- 3 目標指標が設定されたことで目指す将来像が分かりやすくなったが、施策の指標として妥当かどうか厳選するとともに、目標値の算出根拠について客観的に検証されたい。
- 4 計画の進行状況を明らかにし、的確な施策評価などを実施して、計画の適切な進行管理を図られたい。また、施策評価にあたっては、事業の実施によって直接的に生じる結果（アウトプット）だけでなく、アウトプットを通じて生じる成果（アウトカム）を重視し効率的な行政運営に努めていただきたい。
- 5 少子高齢化時代を考慮して、自治会をはじめとするコミュニティの基盤確保やまちづくりの次代を担う人材育成・人材ネットワークづくりを進めていただきたい。
また、協働意識を高めるために、行動する若者を育てる等の市民育成にも積極的に取り組んでいただきたい。
- 6 笠戸島・米川地区の定住条件づくりとして、規制や誘導についての具体的方策、地域の特性を生かした活性化方策を推進していただきたい。

5 下松市総合計画審議会条例

下松市総合計画審議会条例

[昭和 42 年 3 月 28 日条例第 14 号]

(設置及び所掌事項)

第 1 条 市長の諮問に応じ、下松市総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行なわせるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、下松市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

第 3 条 委員の任期は、下松市総合計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(部会)

第 5 条 審議会に必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、審議会が定める。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に市長が定める。

6 下松市総合計画策定委員会設置要綱

下松市総合計画策定委員会設置要綱

[平成21年4月20日制定]

(設置)

第1条 下松市総合計画の策定に関して、必要な事項の調整又は協議をするため、下松市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会の補助機関として策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本構想案の調査及び検討
- (2) 分野別の基本計画案の作成

3 部会に策定員を置き、策定員は職員の中から委員長が任命する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。

(関係職員の協力)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

副市長 教育長 水道事業等の管理者 総務部長 企画財政部長 生活環境部長 健康福祉部長 健康福祉部長格 経済部長 建設部長 教育次長 議会事務局長 消防長

7 下松市総合計画審議会委員名簿

○会長（順不同、敬称略）

No.	氏名	分野	所属等	役職
1	○磯村 寿夫	福祉	下松市社会福祉協議会	会長
2	大福 讓	福祉	下松市民生委員児童委員協議会	会長
3	伊藤 勲	児童福祉	山口県保育協会下松支部	支部長
4	濱崎 捨雄	老人福祉	下松市老人クラブ連合会	会長
5	磯永千代子	保健衛生	下松市保健推進員連絡協議会	会長
6	宮本 和治	保健衛生	下松市環境衛生推進協議会	副会長
7	林 佳都子	産業経済	下松消費者連絡会	会長
8	弘中 伸寛	産業経済	下松商工会議所	会頭
9	弘中 佑兒	産業経済	下松市観光協会	会長
10	河西 隆史	産業経済	市内企業代表（6社会）	日立製作所 総務部長
11	清水 芳則	産業経済	下松市農業委員会	会長
12	久山 歌子	社会教育	下松市連合婦人会	会長
13	福永 學	社会教育	下松市文化協会	会長
14	設楽 健治	社会教育	下松市体育協会	理事長
15	今治 正明	自治	下松市自治会連合会	会長
16	山内 務	自治	地区連合会（下松地区）	会長
17	木本 芳樹	自治	地区連合会（久保地区）	会長
18	三池 孝道	自治	地区連合会（花岡地区）	会長代理
19	伊藤 貞夫	自治	地区連合会（末武地区）	副会長
20	辻 國政	自治	地区連合会（笠戸地区）	会長
21	安永 槌男	自治	地区連合会（米川地区）	会長
22	松永 義則	公募		
23	中嶋 一士	公募		
24	古川みゆき	公募		